

# 佐用高校同窓会会則

第1条 本会は兵庫県立佐用高等学校同窓会と称する。

第2条 本会は事務所を兵庫県立佐用高等学校内に置き、地区別に支部を置く。

第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会々員を下記の4種とする。

- 1 通常会員 佐用郡立佐用農蚕学校卒業生  
兵庫県立佐用農蚕学校卒業生  
兵庫県立佐用高等学校卒業生
- 2 準会員 兵庫県立佐用高等学校在校生
- 3 特別会員 母校の現在職員
- 4 客員 母校の旧職員並びに学校団体功労者又は篤志者で本会役員  
会で推薦したもの。

第5条 本会の目的を達するため下記の事業を行う。

- 1 会報及び会員名簿の発行
- 2 研究並びに修養に関する会合の開催
- 3 母校の各種事業の後援
- 4 会員の慶弔に関すること
- 5 その他必要と思われる事業

第6条 本会に下記の役員を置く。

- 1 会長 1名 会員中より役員会で候補者を選出し総会で選任する。任期2ケ年、但し留任をさまたげない。尚改選期の通常総会が任期満了後に行われる時は、任期満了後といえどもその年度の属する通常総会迄その任務を遂行するものとする。
- 2 副会長 4名 会員中より会長の推薦により総会において選任する。任期2ケ年但し改選期の通常総会が延引した場合は会長任期の但し書に準ずる。
- 3 支部長 各支部において選出し、会長はこれを委嘱する。
- 4 支部委員 各支部において若干名選出する
- 5 代議委員 每期卒業生中の各クラスより2名選出する。男女のある場合は男女各同数とする。
- 6 評議員 支部長、支部委員、代議委員、校内委員より会長これを委嘱する。
- 7 会計 1名 校内委員より会長これを委嘱する。任期1ケ年。
- 8 書記 1名 校内委員より会長これを委嘱する。
- 9 顧問 顧問は総会において推薦し、会長これを委嘱する。
- 10 監事 3名 支部委員、代議委員中より選出し、会長これを委嘱する。
- 11 校内委員 校内会員中より若干名を選出する。

第7条 本会役員の仕事は下記のとおりとする。

- 1 会 長 本会を代表し、会務を処理する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 支 部 長 各支部の会務を掌り本部との連絡提携をはかる。
- 4 支部委員 その支部の会務を掌り支部長との連絡提携をはかる。
- 5 代議委員 その同期の連絡及び会合を掌る。
- 6 評 議 員 事業の企画遂行につき協議参与する。
- 7 校内委員 事業の企画遂行につき協議参与する。
- 8 書 記 本会と母校の連絡提携をはかり本会運営を助ける。
- 9 会 計 本会の会計を掌る。
- 10 顧 問 顧問は会長の諮問に応える。
- 11 監 事 本会の会計を監査する。

第8条 定時総会は毎年母校において開催する。

総会における議長は当日出席の会員中より選出する。

第9条 役員会は会長これを招集する。

本部役員会は会長、副会長、監事、評議員、校内委員を以て構成する。

正副支部長会は正副支部長及び本部役員を以て構成する。

第10条 役員会は下記の事項を管掌する。

予算及び決算に関すること、総会及び親睦会・支部大会に関すること、会則の変更改廃に関すること、その他必要と認められる事項。

第11条 本会員は身上住居などに異動を生じたときは直に本部にその旨通知する。

第12条 本会の経費は入会金、会費及び特別会費並びに寄附金を以て充てる。

第13条 準会員となったとき会費として毎月 300 円納入するものとする。

- 2 準会員は本会の入会金として、1,000 円納入するものとする。

第14条 本会会則の変更改廃は総会の承認を経ることを要する。

第15条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第16条 本会々則に付帯する細則は役員会においてこれを別に定める。

第17条 補則

- 1 昭和 56 年 8 月 23 日（日）総会に於いて一部（6 条、8 条、12 条）改定す。
- 2 平成 3 年 7 月 6 日（土）総会に於いて一部（6 条）改定す。
- 3 平成 9 年 7 月 5 日（土）総会に於いて一部（12 条、17 条）改定す。
- 4 平成 10 年 7 月 18 日（土）総会に於いて一部（13 条）改定す。
- 5 平成 22 年 8 月 21 日（土）総会に於いて一部（4 条、8 条、12 条、13 条）改定す。